

多子世帯に対する認可保育所、認定こども園及び
地域型保育事業の保育料について

答 申

令和元年 7 月 8 日
立川市使用料等審議会

令和元年6月12日付立子保第1300号により、立川市長より本審議会会長あてに、多子世帯に対する認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業（以下「認可保育所等」という。）の保育料について、諮問を受けた。

本審議会では、この諮問事項について、市へ説明を求め、慎重に審議を行った。

審議では、多子世帯の0～2歳児に係る認可保育所等の保育料軽減について、多摩地域各市軽減予定の状況、少子化における社会経済情勢の動き、持続可能な制度運営、立川市の財政状況などについて議論があり、共通認識を深めた。

これらの認識に基づき、総合的な見地から審議を行った結果、東京都の今後の動向を注視し適宜対応を図っていく必要はあるものの、現時点での結論として、次のとおり答申する。

記

1 多子世帯に対する認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料について

多子世帯における認可保育所等の保育料について、多子計算における年齢上限と世帯収入の要件を撤廃し、別表1のとおり、利用者負担額を第2子は第1子の半額、第3子以降は0円とする。

【付帯意見】

東京都の補助制度の動向を注視し、保育料負担の軽減が継続できるよう、市補助制度等による最大限の配慮をすること。

2 保育料軽減の適用開始時期

令和元年10月1日

3 審議の経過

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化制度が始まるが、同一世帯に属する子どもが2人以上いる場合について、国の制度下では保育料の軽減対象となる子どもに制限があり、第1子が小学生以上、かつ、世帯収入が360万円相当以上では、第2子の負担軽減を受けることができない。

しかし、東京都が実施する補助制度を利用することにより、多子計算における年齢上限と世帯収入の要件にかかわらず、認可保育所等における第2子以降の保育料を軽減することが可能となる。

少子化における社会への影響を鑑み、世代間格差のない安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する観点から、継続的に多子世帯の経済的な負担軽減を図る必要がある。

ただし、東京都が実施する制度の補助対象が私立の認可保育所等に限定されることから、市の財政への影響について考慮するとともに、当該補助制度の動向を注視する必要がある。

4 審議会開催日程

回	日 程	主な議事内容
第1回	令和元年6月12日(水) 9時30分から	・ 辞令交付 ・ 会長、副会長選任 ・ 諮問 ・ 資料説明
第2回	令和元年6月21日(金) 14時00分から	・ 答申(案)について

5 配布資料

- 資料1 「多子世帯の保育料負担軽減について」
- 資料2 「認可保育所等を利用する多子世帯に対する新たな支援について」
- 資料3 「多子世帯負担軽減の影響について」
- 資料4 「保育所等利用多子世帯負担軽減事業 各市 実施予定」
- 資料5 「立川市における0～2歳児に係る認可保育所等の保育料」
- 資料6 「無償化による保護者の負担額変化」
「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」
「幼児教育・保育の無償化(概要)」
「無償化でどうなる」
「民間保育所運営経費の仕組み」
- 資料7 「無償化による保護者の負担額変化(0～2歳児)」

6 委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を 有する者	(会長) 松 井 望	大学教授
	(副会長) 小 松 歩	短期大学准教授
	米 原 立 将	大学准教授
	須 崎 平 吉	私立幼稚園理事長
	野 村 哲	私立保育園園長
	土 方 崇	認定こども園園長
市 民	湯 浅 明	立川市自治会連合会副会長
	福 本 行 廣	立川市民生委員・児童委員協議会 会長
	北 山 純 子	公募
	山 下 博 一	公募
	井 上 朋 子	幼稚園・保育園利用者
	吉 田 直 哉	幼稚園・保育園利用者

<別表 1 >

立川市における0～2歳児に係る認可保育所等の保育料

(単位：円)

階層区分		保育料額(月額)					
符号	世帯の市民税課税状況	保育標準時間認定を受けた場合			保育短時間認定を受けた場合		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護受給世帯	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0
C	均等割のみ課税	4,200	2,100	0	4,100	2,050	0
D1	所得割額 24,300円未満	5,200	2,600	0	5,100	2,550	0
D2	〃 48,600円未満	6,300	3,150	0	6,100	3,050	0
D3	〃 64,700円未満	7,300	3,650	0	7,100	3,550	0
D4	〃 80,800円未満	8,400	4,200	0	8,200	4,100	0
D5	〃 97,000円未満	10,400	5,200	0	10,200	5,100	0
D6	〃 115,000円未満	12,500	6,250	0	12,200	6,100	0
D7	〃 133,000円未満	15,600	7,800	0	15,300	7,650	0
D8	〃 151,000円未満	18,800	9,400	0	18,400	9,200	0
D9	〃 169,000円未満	21,900	10,950	0	21,500	10,750	0
D10	〃 183,700円未満	25,000	12,500	0	24,500	12,250	0
D11	〃 198,400円未満	28,100	14,050	0	27,600	13,800	0
D12	〃 213,100円未満	31,200	15,600	0	30,600	15,300	0
D13	〃 227,800円未満	34,400	17,200	0	33,800	16,900	0
D14	〃 242,500円未満	37,500	18,750	0	36,800	18,400	0
D15	〃 257,200円未満	40,600	20,300	0	39,900	19,950	0
D16	〃 271,900円未満	43,700	21,850	0	42,900	21,450	0
D17	〃 286,600円未満	46,800	23,400	0	46,000	23,000	0
D18	〃 301,000円未満	50,000	25,000	0	49,100	24,550	0
D19	〃 349,000円未満	51,600	25,800	0	50,700	25,350	0
D20	〃 397,000円未満	52,500	26,250	0	51,600	25,800	0
D21	〃 397,000円以上	54,400	27,200	0	53,400	26,700	0